

したので、財政自治法第一二三条第三項の賦課のしるがためとす。

昭和三十二年第三回福生市議会定例会の会期延長の旨を照会の上より決定したる

会期延長の旨を照会の上より決定したる

福生市長

福生市議会議員

議員名

（印）

昭和三十二年一月二十三日

議事録第二十一号



昭和五十年

自九月十八日

第三回定例会

至十月三日

福生市議会会議録

第十一号
第十二号
第十三号

第三定

一般質問
(原田)

一般質問
(森田)

一般質問
(竹田)

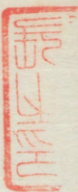
一般質問
(宮下)

一般質問
(東田)

一般質問
(原)

一般質問
(関)

十七



第三回福生市議会

定

例

会会議録(第十一号)

昭和五十年九月十八日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が招集された。
一 出席議員はつぎのとおりである。

一番	原 敏子	君	二番	松 山 清	君
三番	原田生也	君	四番	村 野 武男	君
五番	森田治男	君	六番	村 尾 栄次	君
七番	鈴木藤次郎	君	八番	山崎良之助	君
九番	竹田政勝	君	十番	指 田 保雄	君
十一番	宇佐美良時	君	十二番	貫井喜代次	君
十三番	川窪清一	君	十四番	田 村 市郎	君
十五番	小林菊三	君	十六番	小 堀 仁七	君
十七番	関 米 吉	君	十八番	東 田 正治	君

十九番	大野行夫	君	二十番	宮沢良一	君
二十一番	高波忠	君	二十二番	末次性男	君
二十三番	岩田博	君	二十四番	塩野鉄之助	君

一 欠席議員はつぎのとおりである。

なし

一 欠員はつぎのとおりである。

なし

議会議務局職員はつぎのとおりである。

議会議務局長	古谷徳男	君	議事係長	市川昭利	君	主事	島田幸治	君
						主事補	尾野幸恵	君

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員はつぎのとおりである。

市長	石川常太郎	君	助役	篠崎俊夫	君
収入役	橋本孝蔵	君	教育長	町田倍二	君
秘書職員課長	高水求	君	庶務課長	生子国利	君
企画財政課長	上野重勝	君	環境保全課長	八木房雄	君
経済課長	森田進	君	福祉事務所長	森田猛	君
建設課長	黒田進	君	都市計画課長	浅見裕康	君

日程第十一 議案第九十九号

福生市の緑を守り育てる条例

日程第十二 議案第百号

福生市民会館条例を廃止する条例

日程第十三 議案第百一号

東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第十四 議案第百二号

東京都市町村職員退職手当組合からの一部脱退に伴う財産処分について

日程第十五 議案第百三号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

日程第十六 議案第百四号

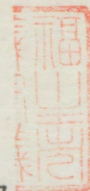
昭和五十年年度福生市一般会計補正予算（第二号）

日程第十七 議案第百五号

昭和五十年年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）

日程第十八 議案第百六号

昭和五十年年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）



日程第十九

議案第百七号

昭和四十九年度福生市水道事業会計の利益剰余金の処分及び引継ぎについて

日程第二十

議案第百八号

昭和四十九年度福生市水道事業会計決算認定について

日程第二十一

議案第百九号

中央幹線支線排水路新設工事請負契約

日程第二十二

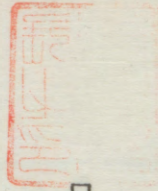
議案第百十号

市道路線の認定について

日程第二十三

議案第百十一号

市道路線の廃止について



午前十時 開会・開議

○議長（貫井喜代次君） ただいまから昭和五十年第三回福生市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長（貫井喜代次君） 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、議長において

十番 指田保雄君

十一番 宇佐美良時君

十三番 川窪清一君

以上三名を指名いたします。

○議長（貫井喜代次君） この際報告事項がありますので、事務局長をして

諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

- 一、昭和五十年第三回福生市議会定例会の招集について(別添参照)
 - 二、議案の送付について(別添参照)
 - 三、追加議案の送付について(別添参照)
 - 四、請願書の受理について(別添参照)
 - 五、市議会議事説明員の委任について(別添参照)
 - 六、議案説明員の出席要求について(別添参照)
 - 七、昭和五十年七月分例月出納検査の結果について(別添参照)
 - 八、定期監査の結果について(別添参照)
- 議長(貫井喜代次君) 以上で報告は終わりました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第二会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

(議会運営委員長 岩田 博君登壇)

議会運営委員長(岩田 博君) 御指名でございますので報告いたします。

九月十二日午前九時から委員全員の出席を得まして議会運営委員会を開催し、第三回定例会の会期、日程等について協議いたしました。

本定例会に提出されます案件は全部市長提出のもので、日程についてはすでに御配付してあるとおりの順序でお願いすることに決定いたしました。

会期は、一般質問の件数並びに時間数が比較的多いこと、期間中に祭日がはさまるなどを考慮に入れて各常任委員会の審査日と事務処理の日数などを勘案し、本日より十月三日までの十六日間としてお願いすることに全委員の意見の一致を見たのでございます。なお、議案中には一部一括上程及び即決を願うものもございますので御協力を願います。又理事者側から全員協議会の申し出がありますので、委員会は議事の進行状況に応じて、本日もしくは明日これを行うことを了承しておりますので、あらかじめお含みおき願います。

以上でございますが、本日の会議が議会運営委員会の決定どおり円滑に運ばれますことをお願い申し上げまして、報告いたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長長の報告は終わりました。お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、九月十八日から十月三日までの十六日間と決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって会期は十六日間と決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第三一般質問を行います。

一般質問についてはすでに通告されておりますので、通告順に従い発言を許します。三番原田生也君。

(三番原田生也君登壇)

○三番(原田生也君) 貴重な時間をいただきまして、本定例会に臨むにあたり一般質問いたします。

私の質問は、第一点には福生市育英資金の給付について、第二点には陳情及び請願の処理及び執行状況について、第三点には本庁舎の冷房設備の設置計画について、以上三点を主たる質問事項としたいと思っております。

まず第一点の福生市育英資金の給付について御質問いたします。戦後、日本の教育は、憲法及び教育基本法に基づいてその教育行政が行われております。言うまでもなく、教育は極端に申しますと、人間をつくること、すなわち人間形成を使命としていっているといえるであろうと思っております。昭和二十二年三月三十一日に施行されました教育基本法の第三条の第一項に「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上の差別はされなければならない」とあります。第三条の第二項には「国及び地方公共団体は、

能力があるにしかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならぬ」と明記されております。もちろん次の世代を担うならばな学生及び生徒を育成するために、当市においても昭和二十五年十月三十日に福生市育英資金給与条例が制定され、昭和二十六年四月一日より施行されております。そこで私は、この育英資金給付の近況について次の御質問をいたします。

第一は、育英資金の給付の公募方法及びその選考方法はどのような行われているか。

第二は、最近の給付件数及び給付額、月額はいくらになっているか。

第三は、最近の物価高及び授業料等の値上がりにより、現在の月額では少額過ぎると思うが、増額についての考えはあるか。

以上、三点について明解な御答弁をお願いいたします。

次に、第二の陳情及び請願の処理及び執行状況について質問いたします。地方自治法第二百二十四条により、地方公共団体の議会に対する請願が認められ、一般市民からの請願及び陳情が数多く当議会にも提出されて

おります。地方議会の議会活動の中に各委員会の占める役割りとその審議時間数は、請願及び陳情が主要な部分を占めているといっても過言ではないと思うのであります。このように市民からの生の声である最も貴重なる請願及び陳情が当議会でも数多く採択されておりますが、採択されたものがすべて執行されるとは限らないけれども、市民本位の立場から理事者側が市民の満足できる方法をできる限り講じることとは当然なことであると思うのであります。このような見地から、当議会で採択された請願及び陳情が現在どのように処理されているか。又その執行状況がどのような方法でなされているか質問いたします。

又、過去三年間に当議会において採択された陳情及び請願に対するその後の処理及び執行状況についてお尋ね申し上げます。

次に、第三点の本庁舎の冷房設置計画について御質問いたします。毎日うるような暑さの中で、特に本年は何十年来例のない残暑が続いております。本庁舎の建設当時には暖房設備は当然のことであったが冷房設備についてはあまり一般的に普及していなかったと記憶しており

ます。又当時は大気もあまり汚染されることなく、したがって排気ガスや光化学スモッグ等の公害に悩まされる心配はなかったのであります。しかし、現在では排気ガス、光化学スモッグ等による大気の汚染公害は大きな社会問題となり、その人体に及ぼす有害は見逃すことができない重大問題となっております。現在、本庁舎は窓をあげ、扇風機をかけている現状を考えるとすれば、本庁舎に冷房を設備することは、市民に対するサービスの向上はもとより、又来客のときや本庁舎内で勤務している職員の仕事能率の向上、労働条件の改善、厚生問題の改善に大いに役立つものと思われるのであります。しかしこの設備には、当然多額の予算が必要であることはもちろんですが、現在他の市町村でも庁舎への冷房設備をするのは一般常識とされております。この点について、市長は本庁舎の冷房設備の設置計画についてどのような考えを持っているか御質問をいたします。以上、明解なる御答弁をお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 原田議員さんの御質問にお答え申し上げます。

ポイントを申し上げます。細部につきましては担当の教育長、課長から答弁をいたさしますのでお許しをいただきたいと存じます。

第一点の育英資金の問題でございますが、月二十円の十二カ月でございます。選考の方法につきましては、厳正な立場をとっている次第でございます。将来の増額の問題でございますが、従来の育英資金のいき方でございます。す、基金がございました。その基金の利息によりまして育英を行って、いるのがたてまえのようでしたが、私もでは基金が少のうございますので、一般会計から繰り出しまして補助金として育英を行っている状態でございます。本年度も補正をもちまして御審議をちょうだいしたいと思っておりますが、本年度の合計が百万円ちょっと突破する予定になっているわけでございます。現在、高等学校の生徒約五十人を育英の対象にしてあります。確かに現今の物価高から申しますと二十円というのはまことに少額でございます。他の市を見ましたところ、二十円のところと三千円のところと二通りあるようでございます。又三千円のところでは、卒業した